

議案第50号

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

平成23年8月29日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 病気休暇の期間は、連続して90日（任命権者が別に定める疾病にあっては、180日）を超えることはできない。ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合における休暇の期間は、その療養に必要な期間とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第13条の規定は、この条例の施行の日以

後に使用を開始する病気休暇について適用し、同日前に使用を開始した病気休暇については、なお従前の例による。

(北本市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 北本市職員の給与に関する条例（昭和28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 5 当分の間、第12条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（任命権者が別に定める疾病にあつては、180日）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。

- 6 前項に規定するもののほか、同項に規定する勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の半減に関し必要な事項は、規則で定める。

(北本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 4 北本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第18条第1項」の次に「及び附則第5項」を加える。